第7回八街市農業委員会総会

平成25年7月19日 八街市農業委員会

平成25年第7回農業委員会総会

平成25年7月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を 八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

1. 森 邦央

2. 長谷川英雄

3. 武藤 功

4. 宮部 操

5. 赤地達雄

6. 内藤富夫

7. 林 和弘

8. 鈴木勝雄

9. 岩品要助

10. 栗原十三男

11. 関口芳秀

12. 小山優一

13. 飛田育男

14. 瀬山哲信

15. 井口政直

16. 中川利夫

18. 石井とよ子

19. 関端 旭

20. 菅野喜男

21. 三須裕司

22. 川野 繁

2. 欠席者

17. 井野 基

3. 事務局

事務局長 麻生和敏主 菅沼邦夫

主 査 補 森 政幸 副 主 査 浅井久子

4. 議決事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

5. その他

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

〇麻生事務局長

開会を宣す。(午後3時30分)

〇川野会長

平成25年第7回の総会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうご ざいます。この暑さも大分長く続いておりまして、水不足等で大変ご苦労をされていることと 思います。雷雨でも来ない限りは水不足が続くのではなかろうかなと思われます。体調に十分 気を付けられまして農作業していただきたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、4条、5条、本体で12件、農用地利用 集積計画の承認6件、農地法第18条第6項の規定による通知1件、合わせまして、総件数で 19件が提出されております。慎重審議をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席人員は21名です。委員の定数の半数以上に達しておりますので、この総会 は成立いたしました。

なお、井野委員が欠席しております。

それでは、日程に従いまして会務報告をお願いいたします。麻生事務局長、お願いいたしま す。

〇麻生事務局長

それでは、会務報告をいたします。

6月27日、木曜日。午前10時から転用事実確認、現地調査及び農地パトロールを実施いたしました。担当委員は関端部長、内藤委員、小山委員出席のもと実施をいたしました。

6月28日、金曜日。午後2時から北総中央用水土地改良事業推進協議会通常総会が総合保 健福祉センター大会議室で開催され、川野会長が出席しております。

7月3日、水曜日。午前11時から千葉県農業会議通常総会及び農業委員会会長及び局長会議が千葉市のプラザ菜の花で開催され、川野会長と私が出席しております。

7月5日、金曜日。午後1時30分から転用事実確認、現地調査を実施いたしまして、担当 委員、川野会長、林委員、飛田委員の出席のもと実施いたしました。

7月16日、火曜日。午後1時30分から部会現地調査を実施いたしまして、担当委員、三 須副会長、関端部長、森副部長、岩品委員、内藤委員、飛田委員出席のもと実施をいたしまし た。

7月17日、水曜日。午後1時30分から部会面接調査を第1会議室において開催いたしま した。担当委員は、三須副部会長、関端部長、森副部長、岩品委員、内藤委員、飛田委員が出 席をいたしました。

7月19日、金曜日、本日です。午後3時から農業委員会委員互助会決算監査を会長室において行いまして、出席委員は、川野会長、鈴木部長、関端部長でございます。

以上で会務報告を終わります。

〇川野会長

次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇川野会長

異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号7番の林委員、8番の鈴木部長、お願いします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の1番、2番について議題といたします。 事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

〇菅沼主査

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在東吉田字鶴ヶ沢入、地目畑、面積3,103平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積7,794平方メートル、権利者事由、事情により長年農業経営を廃止していたが、再び農地を取得し農業経営を再開したい。義務者事由、体調不良のため経営規模を縮小したい。

番号2、区分売買、所在八街字南常盤台、地目畑、面積2,052平方メートル、権利者事由、経営規模を拡大したい、義務者事由、兼業の自営業が忙しくなり、また、体調不良もあり経営規模を縮小したい。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。 1 番、井口委員、 お願いいたします。

〇井口委員

議案第1号、1番、農地法第3条、申請に係る調査結果について報告します。

当該申請は、申請地は隣接に居住している権利者が新規で農業経営を始めるために、農地の 所有権を移転するための申請であります。

申請地については、JR八街駅より南へ約2.5キロメートル、境界はウツギの木により確保をされております。現況は遊休地であります。進入路は市道により確保をされています。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて報告します。権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、耕運機2台、ニンジン洗い機等あります。労働力は権利者及び世帯員が4名で、常時従事者は1名です。年間農作業従事日数は、権利者が300日です。技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールをクリアしております。その他、参考となる事項として、営農計画に落花生、ジャガイモ、ニンジン、タケノコを作付けする予定であり、通作距離ですが、申請地の全て住居の隣接地であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等の権利取得後において耕作に必要な農作業に従事し、 申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第 3条第2項に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。 以上、調査報告を終わります。

〇川野会長

次に、2番、栗原委員、お願いいたします。

〇栗原委員

議案第1号、2番、農地法第3条、申請に係る調査結果を報告いたします。

申請地について、位置はJR八街駅から西へ約4.5キロメートルであります。境界は、境界木があります。現況は畑です。進入路は市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項各号に該当するか否かについて報告いたします。権利者の所有している主な農機具は、耕運機3台、トラクター8台、トラック5台です。労働力は権利者と奥さんの2名で、常時雇用者がいません。年間農作業従事日数は、権利者と奥さん、ともに350日であり、技術力もあります。面積要件についても問題ありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。その他、参考の事項として、営農計画は落花生とニンジンを予定しており、通作距離については申請地は権利者の自宅の前ですので、歩いて行けるところです。申請地は義務者が平成23年に3条取得しましたが、兼業である自営業が忙しく、また体調も崩してしまい、規模を縮小したいということでありますので、やむを得ないと思います。また、現在、既に権利者にお願いして耕作してもらっている状態であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事 し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められておりますので、本案件 は農地法第3条第2項各号に該当しないことから、許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の1番、2番についてを議題といた します。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

〇森主査補

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在八街字榎台、地目畑、面積1万7,354平方メートルのうち828.4平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積1万7,841平方メートルのうち986.87平方メートル、転用目的、長屋住宅(1棟)用地、転用事由、アパート経営により安定した収入を得たい。農地区分は10~クタールも広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

次に、番号2、所在吉倉字西ノ作上、地目畑、面積1,246平方メートルほか1筆、計2 筆の合計面積1,868平方メートル。転用目的、太陽光発電施設用地、転用事由、当該申請 地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定し た収入を得たい。農地の区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地 等の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。 1 番、鈴木部長、お願いいたします。

〇鈴木部長

議案第2号、1番、農地法第4条、申請に係る調査結果を報告いたします。

立地基準ですが、市役所から北へ約5キロメートル程の場所にあり、市道に接している畑であります。長屋住宅(1棟)ということですが、かなりの傾斜地であり、その土砂を使って切り盛り造成し、建築するそうです。資力ですが、借入金、用水は公営水道、汚水は雑排水を浄化槽をもって新設するU字溝を通して放流。周辺農地の被害防除対策ですが、周辺農地すべて地主の所有であり、長屋住宅を建てるということで、土留めに経費がかなりかかるようですが、そのほか何ら問題ないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

〇川野会長

次に、2番、井口委員、お願いいたします。

〇井口委員

議案第2号、2番、農地法第4条、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は川上小学校から北へ約300メートルに位置し、市道に接 しており、進入路は確保されております。農地性としては農業公共投資の対象となっていない 小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページの⑤の(b)に該当するため、第 2種農地として判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということですが、申請面積は1,868平 方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等の権利設定なく、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、用水は使用せず、雨水は透水性の人工芝を張り、自然浸透の計画です。周囲には金網フェンスを設置し、隣接農地への雨水等の流出を防止するとのことです。権利者は自ら所有するビルで既に太陽光発電事業を行っており、今回の事業の妥当性についても認められます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題はないと思われます。

以上で、調査報告を終わります。

〇川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、3番についてを議題といたします。

この案件は部会案件でございますので、農政部会2班に担当していただきました。

班長の森副部長から報告をお願いいたします。班長、お願いいたします。

〇森委員

議案第2号、3番、農地法第4条について報告いたします。

所在八街字笹引ほか1筆で合計2筆、地目畑、面積2,904平方メートルのうち0.17 平方メートルほか1筆で0.05平方メートル、合計2筆、0.22平方メートルでございます。目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由、相続で取得した遊休農地を復元し、新規で農業経営をはじめ、耕作を継続しながら、あわせて自然エネルギーを利用した太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。

調査員、農政部会第2班、副会長、農政部長、事務局から菅沼さん、森さん、宮内さんが出席して、7月17日、水曜日、第1会議室で1時半から開きました。申請者が申請地を営農型

太陽光発電設備用地に選択した理由は、農水省からの指針に基づいて農地を再生することがで きると思い決心しました。次に、申請地全体の土地利用計画について。作付計画、現状は耕作 はしていない。ミョウガ、フキなどをソーラーの下で作る予定です。出荷計画、しばらくは自 家で食べる、親類に配る、直売所その他は市場、道の駅等を考えています。農業機械等の所有 状況は、トラクターを購入する予定で、現在はないそうです。申請者の農業知識、経験につい ては、父が生存していた頃には手伝った経験があるが、耕作したことはほとんどない。資金に ついては自己資金で賄っています。太陽光発電設備の維持管理について。別にメンテナンス契 約がある。年に2回洗浄する。設置20年を考えているが、部品交換なども含まれる。隣接農 地に対する同意状況及び被害防除対策について、同意状況は同意を得ている。被害防除計画は、 単管フェンスを設け、隣接からの距離をとる。許可による確認事項ですが、一時転用期間が3 年であること、これは認識しているそうです。簡易な構造で容易に撤去できる支柱であること、 重機をもって撤去できる程度、日照量の確保、農業機械等を効率に利用できること、光率、光 の率が30%以下で計画、角度は30度、調整ができるもの。支柱撤去の費用の見積もりにつ いては、後日提出するということです。生産された農産物の状況報告は、報告は可能だという ことです。営農が適切でない場合は撤去指導を受ける可能性があるということですが、それは 覚悟しているそうです。その他、一般社団法人ソーラーシェアリング協会は経営型太陽光を普 及しており、監視役も務めている。農業稼働日数は100日~120日ぐらいを考えている。

以上、協議した結果、農政部第2班は、許可相当と思われます。

以上で報告を終わります。

〇川野会長

班長の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、3番については、班長報告どおり許可相当で決定することに賛成の委員の挙手 をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更、承認申請についてを議題 といたします。

事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

〇森主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積429平方メートル、当初計画者の目的、専用住宅、承継者の目的、同じく専用住宅。承継事由、現在、家族4人で市内に居住しているが、利便性が悪いため、現在の住居は売却し、住環境のよい当該申請地に専用住宅を建築し移住したい。また、本件は議案第4号、1番に関連しております。農地の区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

議案第3号、1番は議案第4号の1番と関連しておりますので、あわせて調査報告をお願いいたします。1番、中川委員、お願いいたします。

〇中川委員

それでは、議案第3号、1番、また、議案第4号、1番、関連ですので一括で報告いたします。

申請地は市役所より北へ約2キロメートルに位置し、進入路は公衆用道路により確保されております。農地区分は第2種農地と判断、代替性はないと思います。一般基準ですが、計画面積は429平方メートル、資金は借入金、申請地に小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。用水は井戸、雨水は雨水浸透桝、汚水・雑排水は小型合併浄化槽を通し既存側溝へ放流。被害防除等は周囲にブロック積みをするために土砂の流出はありません。また、周辺は以前の売り主の畑であり、特に問題ないと思います。

以上で報告を終わります。

〇川野会長

調査担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。 次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。 事務局、説明願います。森主査補、お願いいたします。

〇森主査補

それでは、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積429平方メートル、転用目的、専用 住宅用地、転用事由、現在、家族4人で市内に居住しているが、利便性が悪いため現在の住居 は売却し、住環境のよい当該申請地に専用住宅を建築し移築したい。本件は、先ほどの議案第 3号、1番に関連しております。農地の区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由 から、第2種農地と判断されます。

次に、番号2、区分賃貸借、所在富山字富山、地目畑、面積485平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積815平方メートル、転用目的、駐車場用地、転用事由、現在、申請地の近隣でデイサービス事業を営んでいるが、当社専用の駐車場がなく不便なため、当該申請地を従業員及び社用車の専用駐車場として利用したい。農地の区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地の理由から、第2種農地と判断されます。

次に、番号3、区分売買、所在八街字南四番、地目畑、面積230平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積423平方メートル、転用目的、専用住宅用地。転用事由、現在、家族4人でアパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地に専用住宅を建築したい。農地の区分は第1種住居地域内にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

次に、番号4、区分売買、所在八街字稲荷丘、地目畑、面積699平方メートル、転用目的、専用住宅及び進入路用地。転用事由、現在の住居が県道の道路拡幅事業用地に含まれ、移転を余儀なくされるため、当該申請地に専用住宅を建築し移住したい。農地の区分は街区に占める宅地面積の割合が高い区域にある農地の理由から第3種農地と判断されます。

次に、番号5、区分売買、所在八街字稲荷丘、地目畑、面積397平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積993平方メートル、転用目的、店舗及び駐車場用地。転用事由、現在、農機具販売店を営んでいるが、県道の道路拡幅事業用地に含まれ、移転を余儀なくされるため、当該申請地を店舗及び駐車場として利用し、営業の拠点を移転したい。農地の区分は街区に占める宅地面積の割合が高い区域にある農地の理由から、第3種農地と判断されます。

次に、番号6、区分売買、所在八街字松ヶ久保、地目畑、面積192平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積478平方メートル、転用目的、駐車場用地。転用事由、機械の設計や製造等を営む会社を新規に設立し、当該申請地の隣接宅地を事務所及び作業場用地として購入する予定でいるが、駐車場がないため当該申請地を従業員及び来客用の駐車場として利用したい。農地の区分は10~クタールの広がりが見られる優良農地内に存在する農地の理由から、第1種農地と判断されます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。1番は報告済みですので、2番の小山委員、お願いいたします。

〇小山委員

議案第4号、2番について報告いたします。

申請地は市役所より西へ約1.2キロメートルにあり、市道に面しております。資金は借入金、農地性は第2種農地と判断いたしました。また、隣接する農地はありません。駐車場用地

ということで、被害防除は問題ありません。用水なし、汚水・雑排水なし、雨水は敷地内処理。 以上のことから、特に問題ないと思います。

以上、報告を終わります。

〇川野会長

次に、3番、宮部委員、お願いいたします。

○宮部委員

農地法第5条の規定による許可申請について。議案第4号、3番について調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南約1.2キロメートルに位置し、既存の公衆用 道路に面しており、進入路は確保されております。農地性ですが、申請地が住宅密集地に隣接 する用途地域内であるため、事務指針28ページ、④、⑥、(ウ)に該当する第3種農地と 判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は専用住宅用地ということで423平方メートルが申請されております。事業資金につきましては借入金で賄う計画ということであります。また、隣接農地に対する被害対策ですが、敷地周辺にブロックを施し土砂の流出をなくし、雨水を抑制するということです。用水につきましては自家用水を用い、また、排水につきましては合併浄化槽を設置し利用するということです。また、隣接する農地耕作者にも対策を説明され、了解されております。また、申請地は小作人等の支障となるものはありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも本案件は問題ないものと思われます。 以上です。

〇川野会長

次に、4番、5番、武藤委員、お願いいたします。

〇武藤委員

議案第4号、4番について調査報告します。

立地基準ですが、申請地はJR八街駅より南西へ約2.2キロメートルに位置し、主要地方 道千葉八街横芝線に面しています。農地区分は28ページ、④の⑤の(イ)に該当するため、 第3種農地と判断しました。

次に、一般基準ですが、699平方メートルのうち住宅建築部分473平方メートル、駐車場2台分、進入路225平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金については自己資金にて賄う計画になっています。用水は市営水道、汚水・雑排水は合併浄化槽から側溝放流、雨水は敷地内自然浸透、周囲にはブロックを設置し、雨水等の流出を防止します。隣接する畑への日照や通風には問題はありません。また、隣接農地所有者には説明し承諾をいただいております。

これらのことから、本案件は、何ら問題がないと判断いたしました。

続いて、議案第4号、5番について調査報告します。

立地基準は、議案第4号、4番の専用住宅及び進入路用地の西側になり、農地区分は第4号、

4番と同じ第3種農地と判断しました。

一般基準ですが、店舗、事務所、修理作業場等建設面積270平方メートル、お客様駐車場4台、その他7台の駐車場約260平方メートルであり、土砂等の搬入はなく、整地のみ行い、駐車場は砕石を敷く予定であります。資金は自己資金及び借入金で賄う予定です。現在の店舗と同一の地区で顧客に影響のない範囲での立地であり、県道に面しており、便利性がよく、新規顧客開拓にも最適であります。隣接する畑付近は駐車場として利用するため、日照や通風には問題はありません。ブロックを設置し、雨水の流出を防止します。近隣農地所有者には説明し、承諾をいただいております。

これらのことから、本案件は、何ら問題がないものと判断いたしました。 以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

次に、6番、栗原委員、お願いいたします。

〇栗原委員

議案第4号、6番、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ約5キロメートルに位置し、市道に接しており、進入路は確保されております。農地性としては、10へクタール以上の農地の広がりが見られるため第1 種農地に該当することを確認いたしました。しかし、権利者は申請地と同時に隣接する宅地等を1, 997平方メートル購入するため、事務指針32ページの①の全体面積に対する農地の割合が3分の1を超えない面積に該当するため、許可することが可能であると判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということですが、申請面積は478平方メートルであり、駐車台数15台に対し面積妥当と思われます。資金につきましては自己資金にて賄う計画となっております。申請地には小作人等、権利移転に対する支障となるものはありません。また、土地改良受益地でもありません。事業計画ですが、申請地は隣接農地よりも低く、現地盤で砕石を敷き、雨水は自然浸透のため、隣接農地への雨水流出等の心配はありません。権利者は精密機械製造業を営んでおり、八街市内にある本社工場の製造部門の一部を独立させる計画であり、今回の事業の妥当性についても認められます。これらのことから、立地基準、一般基準ともに本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

〇川野会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたしま

す。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。 次に、2番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。 次に、3番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。 次に、4番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。 次に、5番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。 次に、6番について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、6番については、許可相当で決定いたします。 会議中でございますが、ここで10分間の休憩をいたしたいと思います。

> 休憩 午後4時15分 再開 午後4時31分

〇川野会長

会議を再開いたします。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 事務局、説明を願います。菅沼主査、お願いいたします。

〇菅沼主査

それでは、議案第5号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

なお、本件につきましては、平成25年7月16日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在八街字平沢、地目畑、面積1,893平方メートルのうち1,500平方メー

トルほか2筆、計3筆の合計面積5,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号2、所在滝台字滝台、地目畑、面積1,735平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,718平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は3年、再設定です。

番号3、所在上砂字大峠、地目畑、面積3,937平方メートルのうち3,500平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号4、所在八街字鍵袋、地目畑、面積3,871平方メートルのうち2,000平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積1万平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、新規です。

番号5、八街字平沢、地目畑、面積2,677平方メートルのうち2,500平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,000平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は5年、再設定です。

番号6、所在上砂字立沢、地目畑、面積5,127平方メートルほか1筆。計2筆の合計面積1万85平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は6年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から6までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

〇川野会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。 ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

〇川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(举手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、1番については、承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、2番については、承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、3番については、承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、4番については、承認することに決定いたします。 次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、5番については、承認することに決定いたします。 次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 (挙手全員)

〇川野会長

挙手全員でありますので、6番については、承認することに決定いたします。 次に、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局、説明願います。菅沼主査、お願いいたします。

〇菅沼主査

それでは、報告1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。 番号1、所在八街字宮前、地目畑、面積4,191平方メートル。合意の成立日、平成25年6月1日。土地引き渡し時期、平成25年6月1日。 以上です。

〇川野会長

これは、事務局の説明をもってご承諾をお願いいたします。 以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。 ご苦労さまでした。

〇麻生事務局長

閉会を宣す。(午後4時39分)

議事録署名人

議長

7 番

8 番